契約書(案)

契約件名 秋田工業高等専門学校学生寮給食、学校食堂及び売店委託業務 契約金額 金 円

うち、取引きに係る消費税額及び地方消費税額 円也 (消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税 法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である)

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構秋田工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大内 知行 と 受託者 との間において、上記の金額で、次の条項により契約を結ぶものとする。

- 第1条 受託者は、委託者から契約件名の業務を委託し、別紙仕様書に基づいて、業務を行うものと し、委託者はその対価として代金を支払うものとする。
- 第2条 委託期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。
- 第3条 受託者は、委託者の承認した料金を喫食者から徴収するものとする。
- 第4条 委託者は、業務に必要な施設、設備及び物品(以下、「施設等」という。)について、別に 定める施設等を無償で受託者に貸付するものとする。
- 第5条 受託者は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。
- 第6条 施設等の使用に伴って発生する光熱水料は、受託者の負担とする。
- 第7条 施設等の維持、保全のため必要とする経費は、委託者の負担とする。ただし、軽微な費用は この限りでない。
- 第8条 受託者は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失し、またはき損した場合は、その損害 を賠償しなければならない。
- 第9条 受託者は、施設等を業務以外に使用し、または第三者に貸与してはならない。
- 2 受託者は、自己の負担において施設等の修繕、模様替え等をしようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- 第10条 業務の実施により生じた利益または損失は、受託者に帰属する。
- 第11条 受託者は、業務を第三者に再委託して実施させてはならない。
- 第12条 受託者は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒または伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
- 第13条 委託者は、受託者がこの契約に定める義務を履行しなかったときは、この契約を直ちに解除 することができる。
- 2 受託者は、前項による契約の解除に伴って生じた損害について、委託者に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。
- 第14条 委託者または受託者が、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、解除の2か 月前までに相手方に申し出て、その同意を得なければならない。
- 第15条 委託期間が満了したとき、またはこの契約が解除されたとき、受託者は施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 第16条 契約保証金は免除するものとする。
- 第17条 この契約についてのその他の必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取 扱規則を準用するものとする。
- 第18条 この契約に関する訴えの管轄は、委託者所在地を管轄区域とする秋田地方裁判所とする。
- 第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要のあるときは、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

委託者 秋田市飯島文京町1番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
秋田工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 大 内 知 行

受託者